政令第百六十一号

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十四条第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第一項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告の特例）の承認を受けている者が引き取る同項に規定する原油等を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「内国消費税」の下に「（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第一項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の承認を受けている者が引き取る同項に規定する原油等に係る石油石炭税を除く。第三項において同じ。）」を加える。

第十六条の二第一項第一号中「及び重加算税（」を「並びに」に、「又は第二項」を「、第二項及び第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）」に、「規定によるものに限る。」を「重加算税（」に、「同じ」を「重加算税」という」に改める。

第二十六条の六、第二十六条の八及び第二十六条の九中「及び重加算税（」を「並びに」に改め、「第六十八条第一項」の下に「及び第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、「規定によるものに限る。）」を「重加算税」に改める。

第二十九条の二の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条第一項中「正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算」を「過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等」に、「同条」を「同条第一項第一号」に、「修正申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、同項第二号イ中「期限内申告書（」とあるのは「当初申告書（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条第一項（過少申告加算税等の特例）の規定により読み替えて適用する」と、「期限内申告書を」とあるのは「当初申告書を」と、同号イ(2)、ロ及びハ並びに同条第二項中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とする」に改め、同条第二項中「修正申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十二号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第六号及び第十三号、第三条第一項及び第四項、第四条の二第三項並びに第六条第一項及び第五項（同法第六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「掲げる」を「定める」に、「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は既に個人番号を告知している者として財務省令で定める者」に、「及び第三条の三において同じ。）と」を「において同じ。）と」に改める。

第三条の三中「掲げる」を「定める」に、「法人番号と、」を「法人番号（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は既に個人番号を告知している者として財務省令で定める者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）と、」に改める。

第五条第一項中「掲げるいずれか」を「定めるいずれか」に改め、同条第三項中「（以下この項及び第八条第二項において「国外送金等」という。）」を削り、「法第三条第一項の」を「同項の」に改め、「（国内に住所を有しない者にあっては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下この項、次条第一項及び第二項、第九条の三並びに第九条の四において同じ。）」を削り、「、次条第一項及び第二項、第九条の三並びに第九条の四において同じ。）を」を「及び第九条の三において同じ。）を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同項に規定する」及び「（次項及び次条において「金融機関の営業所等の長」という。）」を削り、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三条第一項に規定する政令で定める者は、同項に規定する国外送金等（以下この条及び第八条において「国外送金等」という。）に係る同項の告知書の提出を受ける同項に規定する金融機関の営業所等の長（以下この条及び次条において「金融機関の営業所等の長」という。）が、財務省令で定めるところにより、当該国外送金等をする個人の氏名、住所（国内に住所を有しない者にあっては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下この条、次条、第九条の三及び第九条の四において同じ。）及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の前項第一号に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該告知書に記載されるべき当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

第六条第一項中「が、前条第二項」を「（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は前条第二項の規定に該当する個人にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項及び次項において同じ。）が、前条第三項」に改め、同条第二項中「前条第三項本文」を「前条第四項本文」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第九条の三第二項中「この項」を「この条」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　国外証券移管等をする個人が法第四条の二第一項の規定による告知書を提出する場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する国外送金等（以下この条及び第八条において「国外送金等」という。）」とあるのは「法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等」と、「金融機関の営業所等の長」とあるのは「金融商品取引業者等の営業所等の長」と、「当該国外送金等」とあるのは「当該国外証券移管等」と、「同項に規定する財務省令」とあるのは「法第三条第一項に規定する財務省令」とする。

第九条の四第一項中「法人番号が」を「法人番号（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は前条第三項の規定により読み替えられた第五条第二項の規定に該当する個人にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項及び次項において同じ。）が」に改める。